

信州やまなみ国スポ高森町実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規定は、信州やまなみ国スポ高森町実行委員会会則第12条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第2条 委員会の名称並びに総会からの委任事項は、別表の通りとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長

(2) 副委員長

2 委員長及び副委員長は、信州やまなみ国スポ高森町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面若しくは電磁的方法（電子メール、WEB フォーム等）で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

3 委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面若しくは電磁的方法（電子メール、WEB フォーム等）で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に書面（電子メール、WEB フォーム等による電磁的方法を含む）により送付した議案に対し表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の

承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

委員会名	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 総務企画に関すること。2 財務に関すること。3 広報に関すること。4 市民運動に関すること。5 歓迎及びおもてなしに関すること。6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 競技に関すること。2 式典に関すること。3 会場設営に関すること。4 その他競技・式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 宿泊に関すること。2 医事及び衛生に関すること。3 その他宿泊及び観光・医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 輸送及び交通に関すること。2 警備及び消防防災に関すること。3 その他輸送及び交通に関すること。